

岩手県告示第698号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第2項の規定により、次のとおり土地立入りを許可した。

平成22年8月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 起業者の名称 東北電力株式会社
- 2 事業の種類 新花巻変電所新設工事
- 3 立ち入ることができる土地の区域及び期間
 - (1) 区域 花巻市東和町鷹巣堂2区109番3、110、145、146、148、149、150、151、152、153、154、155、156、157、190、191、192、193、194、195番1、195番2、196、220、221番1、222番1、222番2、222番3及び224番1並びに花巻市東和町鷹巣堂3区151番4、153番1、154、155、156、177、178、179、180、181、182、183、184、185、186、198、199及び200
 - (2) 期間 平成22年8月25日から平成23年7月31日まで